

熊本県豊かな森林の保全に関する条例の概要

背景

森林は、国土保全や水源かん養など多面的機能を有し県民に恩恵をもたらしている一方で、森林の土地所有者等の認識不足による不適切な森林の伐採や開発の懸念があり、これらを未然に防ぐ新たな仕組みが必要。

目的

本県の豊かな森林を将来にわたり保全し次世代へ継承するため、次の取組を通じ、森林の有する多面的機能を維持・増進を図る。

- ① 県、県民及び土地所有者等の責務の明らかにするとともに、県と市町村、国との連携協力を推進
- ② 森林の取引を事前に把握し、森林の保全を図るために必要な事項について助言を行う仕組み（事前届出制度）の導入

① 責務の明確化と連携推進

【熊本県】

- ・森林の多面的機能を維持するため、市町村、県民、土地所有者等と連携協力を図り、森林の保全に関する施策を推進する。

【県民】

- ・森林の保全に対する理解を深め、県及び市町村が実施する森林の保全に関する施策への協力を努める。

【土地所有者等】

- ・森林が多面的機能を有することを深く認識し、県及び市町村が実施する森林の保全に関する施策の協力を努める。

【市町村】

- ・県は、市町村が実施する森林の保全に関する施策に連携協力し、森林の保全に関して必要な協力を求める。

【国】

- ・県は、国と連携協力し森林保全の施策を推進し、森林の保全に関して国に対して必要な措置を講ずるよう求める。

② 森林の所有権等移転等に関する事前届出制度の導入

土地所有者等

●対象

- ・土地の権利移転等
- ・森林法第5条で規定される森林

●届出事項

- ・氏名、住所(売主等・買主等)
- ・土地の所在、面積
- ・権利の種類、内容
- ・移転等後の利用目的
- ・契約締結予定日

⑤ 助言内容の伝達 (売主等から買主等へ)

県(本庁)

② 届出受理、内容確認

- ・届出内容確認
- ・必要に応じて、報告徴収、立入調査等

③ 通知(必要に応じて意見を求める)

市町村

●届出内容確認

① 届出
(契約を締結しようとする
30日前まで)

④ 森林の保全
を図るために
必要な事項の
助言

勧告・公表

●勧告：届出における虚偽事項の訂正等

●公表：勧告に従わなかったとき、氏名や勧告の内容等を公表

施行

・条例は令和8年3月25日から施行

・森林の所有権等移転等に関する事前届出が必要となるのは、公布の日から6月を超えない範囲内において別に定める日から施行